

50キロを超える場合、4月1日から有料に

4月1日から、市清掃センターに50キロを超える家庭系ごみを直接持ち込む場合に、ごみ処理手数料を徴収します。徴収は市清掃センターで受け入れる全ての品目が対象で、持ち込む都度、重量に応じて徴収します(表1・2)。

なお、地区のごみ集積所に出すごみは、これまでどおり無料で収集します。

▼本市のごみ処理の現状

本市のごみ排出量は、1人1日当たり1128グラム(4年度)で、県平均

表1\_\_ごみ処理手数料比較表

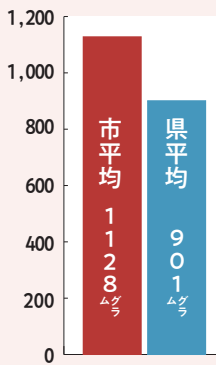
| 種類                    | 変更前                        | 変更後                   |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------|
|                       | 7年3月31日まで                  | 7年4月1日から              |
| 家庭系ごみ                 | 無料                         | 50キロまで無料<br>※超過分は下表参照 |
| 事業系ごみ<br>(個人事業主、会社など) | 10キロ当たり100円<br>※現在と変更ありません |                       |

表2\_\_ごみ処理手数料 料金例

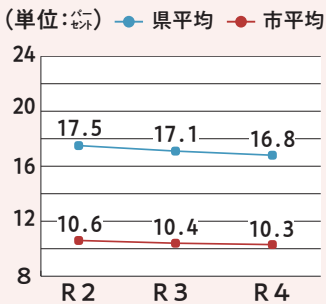
|         |                   |
|---------|-------------------|
| 50キロまで  | 無料                |
| 60キロまで  | 50円(超過分10キロが対象)   |
| 100キロまで | 250円(超過分50キロが対象)  |
| 200キロまで | 750円(超過分150キロが対象) |

※50キロ以上の超過分は、10キロ単位で料金を設定しています。

グラフ1\_\_1人1日当たりのごみ排出量(平均)



グラフ2\_\_市リサイクル率の推移



均に比べ高い水準となっています(グラフ1)。また、市のリサイクル率は10・3割と、県内でも低く(グラフ2)、他の自治体に比べて分別が進んでいない状況にあります。

▼有料化の目的

市は、このような状況を踏まえ、ごみ排出量の削減、ごみ処理にかかる施設運営費用の確保などを目的に、重量に応じた手数料を徴収するものです。

今回の有料化により、排出量に応じて負担に差を設けることで、ごみ処理にかかる負担の実質的な公平化を図ります。有料化をきっかけに、いま一度、ごみの出し方を見直してみませんか。

▼手数料が免除になる場合

災害ごみ、火災ごみなどの特別な事情があると認められる場合や、自

市のごみ処理の現状を知る  
市民講座を開講します

市は、ごみ処理の現状を知り、ごみ減量化やリサイクルの向上につなげるため、市民講座を下表のとおり開いています。内容はすべて同一で、誰でも参加できます。※安代地区は開催済み。

| 会場     | 開催日      | 時間                 |
|--------|----------|--------------------|
| 松尾コミセン | 3月12日(水) | 14:30 ~<br>(1時間程度) |
| 田頭コミセン | 3月13日(木) |                    |
| 大更コミセン | 3月21日(金) |                    |

▼ごみの分別の調べ方

「ごみの正しい分け方・出し方」や「ごみ分別事典」を確認してください。市ウェブサイトからも確認できます。

治会活動・清掃活動などの地域活動から排出されたごみは、減免を申請することで手数料が免除されます。



詳細はこちら

市清掃センターへのごみの出し方は

▶受付日時

土日祝(振替休日)、年末年始を除く平日および第4日曜日の午前8時半から午後4時半まで  
※第4日曜日は粗大ごみの受け付けに限る

▶搬入方法

清掃センター計量棟で受け付け・ごみの計量を行います。※本人確認のため運転免許証など身分証明書を提示してください。

▶手数料の支払い

現金払いのみ。清掃センター受付窓口で支払ってください。

ここが入り口です

